

神川町公衆無線LANサービスの利用に関する要綱

(目的)

第1条 神川町（以下「町」という。）は、町民及び来訪者に対する利便性の向上及び災害時の活用を目的として、町が整備した公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に必要な事項を定めるものとする。

(利用者資格)

第2条 本サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、この告示の規定に同意した者とする。

2 利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。ただし、町長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(利用料)

第3条 本サービスの利用料は、無料とする。ただし、本サービスを使用するために必要な通信端末等の機器及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず利用者が負担するものとする。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスで利用できる機能はインターネット接続機能とする。

(利用場所及び利用時間)

第5条 本サービスを利用することができる施設及び利用時間は、町長が別に定める。

(本サービスの利用条件)

第6条 本サービスに接続できる機能を搭載したパソコン、スマートフォン、タブレット端末等（以下「パソコン等」という。）の機器は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が準備したパソコン等及び当該パソコン等の付属機器に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

4 本サービスを利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続するパソコン等のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスの利用者は、他の利用者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

7 施設の利用方法については、当該施設の指示に従うものとする。

(利用場所)

第7条 本サービスを利用できる場所は、別表のとおりとする。

(禁止事項)

第8条 利用者は、本サービスの利用に際し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の利用者、第三者若しくは町の著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他の利用者、第三者若しくは町の財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、他の利用者若しくは町に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) 法人の営利を目的とした行為又は営利事業を援助する行為
- (8) 法令に特別の定めがある場合を除くほか選挙運動又はこれに類する行為
- (9) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、又は提供する行為
- (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても全ての法的責任を負うものとし、町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用者へ周知することなく、本サービスの利用を中止することができる。

- (1) 本サービスのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備やネットワーク障害等やむを得ない事由がある場合
- (4) その他管理責任者が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 本サービスの利用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、その理由を問わず、町は一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第10条 町は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のパソコン等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

3 無線LAN接続機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、ウェブブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとする。

4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者がこの告示の規定に違反した結果、町が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(変更等)

第12条 町は、利用者の承諾を得ることなく、この告示を変更することができるものとする。

2 この告示に定めるもののほか、本サービスの利用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月12日から施行する。

別表（第7条関係）

施設名	SSID
神川町役場	kamikawa_Town -Free
神川町中央公民館	Kamikawa_FREE_WiFi
神川町就業改善センター	Kamikawa_FREE_WiFi
ふれあいセンター	Kamikawa_FREE_WiFi
多目的交流施設	Kamikawa_FREE_WiFi